

各社のコーポレートガバナンスコード実施状況（EE社）

項目	CGC原則	記載内容
会計監査人の選任等	原則3-2	特に記載なし。
	補充原則3-2①	・会計監査人の職務執行に支障がある等と判断される等の場合 ・会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合 （事業報告書における「解任または不再任の決定方針」についての開示）
社外監査役・社外取締役との連携	補充原則4-4①	1.当社の社外取締役及び監査等委員は、必要あるときはいつでも、業務執行取締役、執行役員及び従業員に対して説明もしくは報告を求め又は社内資料の提出を求めることができる。 2.当社は、取締役会事務局担当部門を設け、取締役会上程議案について補足説明を行う等の社外取締役に対する必要なサポートを行う。 3.当社は、監査等委員会及び各監査等委員がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された監査等委員会室を設置する。 （コーポレートガバナンス基本方針 第28条 社外取締役及び監査等委員による社内情報アクセス）
非業務執行役員間の情報交換	補充原則4-8①	特に記載なし。 【原則4-8独立社外取締役の活用】 当社の取締役会は11名の取締役で構成され、うち4名（36％）が独立社外取締役であり、東京証券取引所に届け出ております。 当社は、豊富な経験と高い見識を有する独立社外取締役を複数名選任することによって、取締役会における議論を一層活性化させるとともに適切な意思決定や業務執行に対する実効性の高い監査機能が担保されるものと考えております。 今後も、原則として取締役の3分の1以上を独立社外取締役とするよう、適任者を選任する方針で取り組んでまいります。
各取締役の自己評価等と取締役会全体の実効性の分析・評価	補充原則4-11③	1.取締役会の実効性評価プロセスの概要 （1）アンケート形式により全取締役に対して実施しました。 （2）取締役会事務局が各取締役に対して個別のインタビューを実施しました。 （3）評価結果に基づき、取締役会にて取締役会の機能向上に向けた分析及び各課題に対する討議を実施いたしました。 2.取締役会の実効性評価の結果 （1）評点の総括 実効性評価の結果を末巻記載のグラフで表示（8項目につき4点満点で1～4点で評価） （2）分析・評価の結果概要 3.取締役の今後の取り組み （1）取締役会の業務執行に関する決定権限の委任の推進 取締役会において経営の方向性や事業戦略に関する議論により重点を置くため、取締役会付議事項の見直しを行い、重要な投資案件を除く業務執行に関する決定権限の代表取締役への委任を進め、取締役会の監督（モニタリング）機能の強化を図る。 （2）取締役会における審議に必要な情報提供の充実 （3）取締役会における議案資料等の充実
取締役・監査役のトレーニング	原則4-14	（1）社内取締役、常勤の監査等委員、執行役員のトレーニング
	補充原則4-14①	新任としての就任時に、コーポレートガバナンスを含め、上場企業の取締役等として必要な知識やチェーンストア経営に必要な理論を習得するため研修を実施する。就任後も社内の研修を継続的に実施するとともに、外部機関等の研修を実施する。
	補充原則4-14②	（2）社外取締役のトレーニング 就任時に、当社の会社概要、企業理念、経営戦略等を習得する機会を設けるものとする。 就任後も当社の事業、戦略等に関する理解を深めることができるよう、継続的に業務執行取締役との意見交換や社内の重要会議への出席等を実施し、社外取締役として役割・責務を果たすにあたっての必要な知識の習得を支援する。